

寺院における動物供養の位置

一岐阜県における臨済宗寺院を事例に一

弘前大学人文社会科学部文化創生課程文化資源学コース

22H1094 日比野光泰

1. 研究概要

本稿の目的は、ペット供養としては管見の限り報告事例のない地方都市の、さらには動物供養を大々的に行っていない寺院において動物の供養がどのように行われているのかを調査し、寺院での動物供養の位置づけを明らかにすることである。民俗学における動物供養の研究は、生業において動物と関わる人々が動物を供養した行為や儀礼の研究が中心であった。しかし、愛玩の対象であるペットの供養も対象にされるようになった。その際には、ペット供養を銘打った寺院が対象にされる場合が多いが、筆者はペット供養を大々的に行っていない寺院の住職の、場に応じた行為が重要であると仮定し、ペット供養を銘うたない寺院での動物供養のあり方を僧侶の行為や言説から考察した。

2. 先行研究

本章では先行研究を、家族や社会の変化による「ペット観」の変遷に注目したものをはじめとして、動物供養について、①実践に注目したもの、②制度と外的要因に注目したもの、③供養者の心意に注目したもの、④供養の理念に注目したもの、に分類した。以下にそれぞれの概要を要約して取り上げる。

① 動物供養について、供養対象の性質に注目し、伝統的意味で人間生活の使役の用に供する動物を「使役動物」、そうした目的とは異なる目的の飼育動物を「愛玩（＝ペット）動物」に二分した。使役動物の供養の主体が営利団体で、かつ儀礼実践に関しては一業者や団体だけが行う単独行為であることが一般的である。一方で愛玩動物の供養主体は個人または動物愛護協会や動物病院であり、儀礼実践は個人が圧倒的多数を占める。②ペットの死体について、人間と異なり、法的規則がほとんど存在しないため、そのすべてが人間の価値観にとって決定されると述べる。なお、法律上ペットの死体は一般廃棄物であり、多くの自治体では、回収後、一般ゴミと一緒に焼却処分されている。③ペット供養についてペット用の卒塔婆・絵馬などの物質の調査と、ペットの家族化、ペットの他界観についてのアンケート調査からペットの飼い主たちがペットの死の「物語」を各々で創作しており、それらの集合体がペット供養文化の内実であると結論づけた。ペット供養に対する「宗教的な背景がない」という主張を否定し、飼い主たちが各々で宗教的背景をパーツとしてではあるが利用しているとした。④ペットの往生の可否について、法然のご法話を中心に、念仏回向の可否、その対象がペットにも及ぶのか、ペットをまた人道に生まれ変わらせることは可能かという三点に注目し、結論として念仏回向は可能であり、ペットも対象となるとしつつも、人道への転生は否定している。これらの先行研究の整理から、調査の方法を決定した。

3. 研究の方法

岐阜県可児市と御高町の7か寺の住職と土岐市でペット供養を行っていることで知られている庵主、美濃加茂市でペットの葬儀を行っている葬儀屋に2025年6月から2026年9月まで継続的に聞き取り調査を行った。7か寺は臨済宗妙心寺派の寺院であるが、土岐市の

寺院における動物供養の位置

—岐阜県における臨済宗寺院を事例に—

弘前大学人文社会科学部文化創生課程文化資源学コース

22H1094 日比野光泰

寺院の庵主は浄土宗である。本稿では7か寺の住職の動物供養の語りを中心に、土岐市のH寺と美濃加茂市の葬儀屋Iの語りと比較してペット供養銘打たない寺院における動物供養の位置を検討した。以下にA～G寺の基本情報を示す。

寺院名	生年/年齢	何代目	出身	檀家数	開基
A寺	64歳	16代目	岐阜県可児市	約300軒	1504～1521年（永正年間）
B寺	39歳	11代目	愛知県名古屋	110～120軒	1635年
C寺	48歳	21代目	岡山県新見市	約380軒	約1250年（臨済宗寺院としては1310年）
D寺	63歳	14代目	岐阜県可児市	約320軒	1558年
E寺	50歳	19代目	岐阜県可児市	249軒	1543年
F寺	73歳	12代目	岐阜県御嵩町	約160軒	1650年
G寺	53歳	8代目	広島県広島市	約300軒	1532～1555年（天文年間）

4. 調査結果と分析

4-1. 7か寺における動物供養の現状

まず、聞き書きより各寺院の住職全員が動物供養と無関係でないことが分かった。また、今後、住職のほぼ全員が動物供養の需要が増加すると予想しているが、自分の寺院に来るとは考えていない。

次に、動物の遺体の行き先について住職たちの語りから以下のことがわかる。①火葬場と寺院の関与なしに私有地に埋める、②火葬場や寺院が関与して私有地に埋葬する、または墓や供養塔に納める、③火葬場や寺院が関与するが行き先はわからない。このことから、動物供養における住職の関与は部分的であると言える。また住職との会話で挙げられた火葬場の動物供養への対応は①動物に対応していない事例、②他の動物の骨が混ざった状態ではあるができる限り応えている事例、③需要に完全に応えるために新たな部署を設立する事例、といったような様々な段階があることがわかる。

最後に、動物用の合同墓を持つC寺、D寺、F寺の霊園における動物供養の場の位置関係を確認したところ、分かりやすく人間と離れた低い位置に置かれていることが分かった。

4-2. 7か寺における動物供養に対する行為と心意

各寺院での動物供養の行為として読経があり、その際に用いられる経文に注目した。動物供養の公式的な方法がないため、各寺院の住職が用いる経文は住職によって異なっていることが分かった。その一方で「大悲呪」と「観音経」を用いる住職が比較的多いことから、住職たちが住職として共有する知識を各々のやり方で動物供養に応用していると推察することができる。

次に、各寺院での動物供養の心意に注目する。すると、動物供養に対する住職たちの考えとして、「ただの流行」や「ビジネス」などといった否定的な考えを持つ住職がほとんどであった。住職が否定的である理由として、「動物の供養は（飼い主一代限りの）一時的なものである」という問題に加えて、現時点での檀家全体の需要が少ないため積極的な姿勢を見

寺院における動物供養の位置

一岐阜県における臨済宗寺院を事例に一

弘前大学人文社会科学部文化創生課程文化資源学コース

22H1094 日比野光泰

せづらいというものがある。「普通の寺は頼まれたらやるだけ」と話す住職が多いことから、動物供養は場合によっては依頼者以外の檀家から反発を招きうると推察できる。しかし、一方で住職たちの最終的な動物供養に対する姿勢としてほぼすべての住職が「頼まれたらやる」という姿勢を示している。この理由として住職たちは「檀家の信頼に応える・安心を与える」といったことを重視しているためであり、住職たちは動物供養をする際に、檀家全体との関係性を配慮しなければならないと考察できる。

4-3. 7か寺の住職の語りから見える動物観

本節では、動物観について①外側の事情、②宗派内の教え、③住職の解釈の3つに注目して検討する。

聞き書きから①については、檀家が「家族としての動物」と「畜生としての動物」の2つの価値観を持っていることがわかった。しかし、「家族」としての動物と同じ墓に納まりたいという希望は、「畜生」としての動物観を持つ人々にとっては受け入れがたいものであり、檀家同士のトラブルにつながったという事例もある。

②について、住職たちの持つ動物観は人間と一緒にしてはならない「畜生としての動物」である。その理由付けとして、仏性のない畜生は人間とは異なる存在であるという禅問答に由来する教えがあるという。そのため住職たちの価値観においては、「人間と動物を一緒に埋葬すること」、「仏壇に動物の位牌や遺骨などを置くこと」は避けるべきことである。

③について、7か寺の住職たちは②における伝統的な価値観を持っているが、①の「家族としての動物」という考えを持つ檀家が増えている。そのためC寺の住職は「時代に合わなくなってきた」と考えており、他寺の住職においても無理に伝統的な価値観を押し付ける必要はないと考えている。

以上のことから、住職は異なる2つの動物観を念頭に、注意を払って動物供養に応じていると考察できる。

4-4. 7か寺とH寺、葬儀屋Iの比較

H寺は、火葬場を所有しており、境内には動物用の合同墓がある。加えて、寺院内では七回忌までの位牌安置と供養、室内霊座（墓）に骨・位牌・写真を納めることができる。恒例供養祭として、1月の初祈願、3月の春彼岸、8月の盆施餓鬼慰霊祭、9月の秋彼岸祭を行っている。以下は庵主から聞き書きした情報である。H寺は川や山などにそのまま捨てられていた動物を人間と同じように供養したいという思いから1982年から動物供養を始めた寺院である。また、H寺は檀家を持たない祈祷寺であり、庵主が修行した宗派は浄土宗の寺院であるが、寺としての宗派はないという。

葬儀屋Iは、可児市、美濃加茂市、八百津町の葬儀を主に行っている葬儀屋であるが2020年に犬好きを集め犬専門の部署を設立した。以下はこの部署の運営メンバーの1人から聞き書きした情報である。ペットの葬儀において、読経や戒名など宗教的なものは人間の都合

寺院における動物供養の位置

一岐阜県における臨済宗寺院を事例に一

弘前大学人文社会科学部文化創生課程文化資源学コース

22H1094 日比野光泰

であり、必要ないと考えている。ペットとの別れにおいては「別れの時間」を何より重視しており、移送火葬車での火葬に加えて、ペットの遺体を安置する祭壇の貸し出しや、火葬した骨の持ち帰り、遺影や骨壺などの販売といったサービスを提供している。

H寺と葬儀屋Iの両者の共通する点として、7か寺の住職は動物供養に対して従来の方法を応用して対応しているのに対して、既存の方法でない別の方法を模索して始めたということが挙げられる。また、H寺は、7か寺とは檀家がないという大きな違いがある。

H寺と葬儀屋Iでの動物の供養は動物を供養したい人々のみが対象であることから、前章で触れた二種の動物観の齟齬について気を遣う必要がないことに留意する必要がある。

5. おわりに

以上から、動物供養を大々的に行っていない地方都市の寺院における動物供養は、動物に対する新しい価値観から生まれた供養の需要を従来の価値観と共存させようとする住職の試みの中に置かれていた。また、これらの寺院の背景には、①住職と檀家間、檀家同士での動物観の違いと葛藤、②動物供養の方法は各寺院の裁量次第で、宗派で統一されていないこと、③檀家全体との関係性に配慮をしながら動物供養を行っていること、の3点があるとわかった。

参考文献：安藤嘉則『日本禅宗における衆生の成仏と供養の問題』日本佛教学會年報 86 巻、日本佛教学會、2022 年/佐藤千尋『ペットの死後に見えてくるもの』季刊東北学第九号、東北芸術工科大学東北文化研究センター、2006 年/武田道生『現代日本の家族とペット供養―使役動物観と動物供養の変遷―』宗教学年報、大正大学宗教学会、1994 年/内藤恵美子『ペットの家族化と葬送文化の変容』宗教研究 85 巻 1 輯、日本宗教学会、2011 年/中野紀和『ペット供養にみる現代社会の一局面』大東文化大学紀要、人文科学、大東文化大学紀要編集委員会、2009 年/中村元、福永光司、田村芳郎、今野達『岩波仏教辞典』岩波書店、1989 年/西村恵信『簡訳臨済宗読誦聖典』四季社、1997 年/林田康順『ペットの供養と動物の往生―上人のご法語を中心に―』日本佛教学會年報、日本仏教学会西部事務所、2021 年/福田アジオ編『日本民俗学大辞典下』吉川弘文館、2000 年/山田昌弘『家族ペット やすらぐ相手はあなただけ』株式会社サンマーク出版、2004 年『可児市史 第四巻 民俗編』可児市、2007 年/『諸回向清規式抄 江湖叢書』禅文化研究所、禅文化研究所編集部、1995 年/『妙心寺派寺院録』正法輪協会、正法輪協会編、1912 年/いぬのおしりホームページ いぬのおしり? CONCEPT (<https://inu-no-oshiri.com/concept.html>) (最終閲覧日: 2026 年 1 月 4 日) /可児市ホームページ (<https://www.city.kani.lg.jp/>) (最終閲覧日: 2025 年 12 月 25 日) /可児市ホームページ可児市の統計令和 6 年版 (<https://www.city.kani.lg.jp/secure/4661/toukei6.pdf>) (最終閲覧日: 2025 年 12 月 25 日) /本尊動物観音 三仙院ホームページ 三仙院について (<https://www.sanzenin.jp/about/>) (最終閲覧日: 2026 年 1 月 4 日) /御嵩町ホームページ (<https://www.town.mitake.lg.jp/portal/life-process/tax-insurance-pension/furusato-mitake-support-donation/post0044138/>) (最終閲覧日: 2025 年 12 月 25 日) /御嵩町ホームページ 御嵩町の紹介 御嵩町統計書 (<https://www.town.mitake.lg.jp/portal/mitake-introduction/statistics-mitake-introduction/post0018365/>) (最終閲覧日: 2025 年 12 月 25 日)